

市第50号議案

横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例の一部改正

横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例の一部を改正する条例

横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例（平成14年12月横浜市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

**参 考**

横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行

（定義）

第 2 条 （第 1 項省略）

- 2 この条例において「本人確認情報等」とは、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 30 条の 6 第 1 項に第 30 条の 5 第 1 項規定する本人確認情報その他法令（法及びこれに基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）の規定に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの電気通信回線を通じて送受信される情報をいう。